

コーポレートガバナンスに関する基本方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレートガバナンスに関する基本方針を次のとおり定めます。

1. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、証券金融の専門機関として、常にその公共的役割を強く認識するとともに、証券界、金融界の多様なニーズに積極的に対応し、市場の参加者や利用者の長期的な利益向上を図ることで、証券・金融市場の発展に貢献することを使命とし、健全な業務運営を通じてゆるぎない社会的信頼を確立することを目指します。

こうした企業理念のもと、当社は会社法上の機関設計として「指名委員会等設置会社」を採用し、監督と執行の分離を明確にし、経営の健全性確保について社外取締役を中心とした監督強化を図りつつ、環境変化に素早く対応する迅速な業務執行の実現に努めます。

(2019. 6. 25 2023. 4. 1 改正)

2. 株主の権利等の確保

(1) 株主の権利・平等性の確保

当社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備に努めます。

また、いずれの株主もその持分に応じて平等であることを認識し、株主の実質的な平等性を確保いたします。

(2) 株主総会

当社は、より多くの株主が株主総会において権利行使できるよう、次のとおり株主総会関連の日程の設定や議決権行使手段の拡充等に努めます。

- ① 株主との対話の充実とそのための正確な情報提供等の観点から、株主総会関連の日程を適切に設定する。
- ② 株主総会招集通知の早期の発送および開示を行い、株主がその内容を十分に検討できるだけの時間を確保する。
- ③ 株主総会において株主が適切な判断を行うために必要な情報（当社決算に関する情報等）を、ホームページ等を通じて提供する。
- ④ 議決権行使プラットフォームを利用するなど、株主総会に出席しない株主を含む全ての株主が適切に議決権を行使できる環境を整備する。

また、株主総会において相当数の反対票が投じられた会社提案議案があった場合、その理由の分析を行い、分析の結果を取締役会へ報告するとともに、必要な対応を検討いたします。

(3) 株主の権利の保護

当社は、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策を実施する際には、既存株主の利益を不当に害することのないよう、その必要性および合理性を検討し、適正な手続きを確保するとともに、実施する内容を適切に開示いたします。

買収防衛策の導入および運用に際しては、その必要性および合理性を検討し、適正な手続きを確保するとともに、株主に対して十分な説明を行います。

当社株式が公開買付けに付された場合には、当該公開買付けに対する取締役会の考え方を株主に対し適切に開示します。また、株主が公開買付けに応じて当社株式を売却する権利を不当に妨げません。

(4) 株主等との対話

当社は、株主および投資家（以下「株主等」という。）からの対話の申込みに対しては、当社が相当と認める範囲および方法で対応します。

株主等との建設的な対話を促進するための体制整備および取組み等に関する方針は、次のとおりです。

- ① 株主等との対話についてはコーポレートガバナンス統括室が所管し、コーポレートガバナンス統括室担当役員が統括する。
- ② 株主等との対話にあたっては、コーポレートガバナンス統括室が中心となり、経営企画部、業務開発部などの社内各部署および関係会社と、情報交換などを通じて適切に連携する。
- ③ 株主等との対話の手段の充実を図るため、定期的な決算説明会の開催等を行う。
- ④ 株主等との対話により把握した意見等については、定期的に取り締役等に報告する。
- ⑤ 株主等との対話にあたっては、法令および社内規程に従い、インサイダー情報を適切に管理する。
- ⑥ 株主等との建設的な対話を促進するため、株主判明調査等により、株主構造の把握に努める。

(2021. 10. 1 改正)

(5) 政策保有株式

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、取引関係の強化等の目的において、必要と判断する企業の株式を保有します。

政策保有株式の投資効率や中長期的な経済合理性等については、毎年、取締役会に報告し、検証します。

検証の結果、政策保有する必要性が乏しい株式については縮減をすすめます。

政策保有株式にかかる議決権の行使については、原則として、全ての議案に対して議決権を行使します。

議案ごとの賛否の判断は、保有先企業の中長期的な企業価値向上および保有先企業の株主共同の利益に資するか、ならびに当社の株式保有の意義が損なわれないかなどについて総合的に検討します。特に、重大な不祥事が発生した場合や株主価値を著しく毀損するおそれがある議案の場合は、慎重に判断することとします。

(2018. 12. 17 改正)

(6) 関連当事者間の取引

当社がその役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当社および株主共同の利益を害することが無いよう、取引条件が一般の取引と同様であることが明白である場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得るものとします。

3. 株主以外のステークホルダーとの関係

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主のみならず、顧客、従業員および地域社会をはじめとする様々なステークホルダーを尊重し、良好かつ円滑な関係の維持に努めます。

当社は、「役職員の行動規準」を定め、ステークホルダーの立場の尊重について、全役職員に対し周知を図ります。

また、持続可能性を巡る課題の重要性に鑑み、課題の解決に向けて適切に対応することに努めるとともに、女性の活躍促進を含む多様性の確保に努めます。

4. 情報開示

経営の透明性確保の観点から、経営情報について、会社法、金融商品取引法および証券取引所の上場規則等に基づく情報開示にとどまらず、ホームページなどを利用して積極的に、公平かつ適時・適切に開示するように努めます。

また、情報開示にあたっては平易かつ具体的な記述を行うように努めます。

5. コーポレートガバナンス体制

(1) 取締役会等の体制

取締役会は、経営の基本方針など法令に定められた事項および経営上の重要事項にかかる意思決定を行うとともに、取締役および執行役の執行状況を監督します。

経営の効率化および業務執行の迅速化を図るため、取締役会は法令または定款で定める取締役会で決議する事項以外の業務執行の決定について、代表執行役に委任します。

代表執行役および執行役は、取締役会が定めた職務の分掌および指揮命令関係に基づき、取締役会から委任を受けた業務執行の決定と業務の執行を行います。

業務執行にかかる重要事項等の審議または決定を行う「経営会議」を設置します。

(2) 取締役会

取締役会は、専門知識や経験等の異なる多様な取締役で構成するとともに、取締役会の機能が最も効果的かつ効率的に発揮できる適切な員数を定款の定める範囲において確保します。

また、独立性を有した社外取締役を複数選任し、経営等にかかる豊富な経験や専門的な知識に基づく助言・発言を通じて、当社業務運営の適正化担保および外部からの客観的・中立的な経営監督機能が期待できる構成とします。

取締役会議長は、原則として社外取締役とします。

(3) 指名、監査、報酬委員会

指名委員会は、法令に基づく取締役候補者の選任に関する内容の決定の他、執行役および執行役員の選解任に関する内容の決定や取締役、執行役および執行役員の選解任に関する方針等、当社の取締役、執行役および執行役員の選解任に関する事項全般について審議・決定いたします。

監査委員会は、取締役および執行役の職務執行の監査、監査報告の作成等の他、株主総会に提出する会計監査人の選解任議案等の内容について審議・決定いたします。

報酬委員会は、取締役、執行役および執行役員の個人別の報酬の決定およびその決定に関する方針の決定の他、当社の取締役、執行役および執行役員の報酬に関する事項全般について審議・決定いたします。

指名、監査、報酬の委員会の委員長は、原則として社外取締役とします。

(4) 取締役、執行役および執行役員の選解任

当社は、人格、見識、能力および経験等を考慮し、株主に対する受託者責任を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると考えられる者を取締役、執行役および執行役員の候補者に選任します。

社外取締役については、これに加え、別に定める独立性基準に合致する者を候補者に選任します。

なお、重大な不祥事が発生し、信用失墜や多額の損害が生じた場合や経営陣（取締役、執行役および執行役員をいう。以下同じ。）に重大なコンプライアンス違反があった場合などは、該当する経営陣の解任の要否について指名委員会で検討することといたします。

経営陣の候補者の選任および経営陣の解任に関しては、指名委員会において検討し、法令の定めるところに従い決定します。

(5) 取締役、執行役および執行役員の報酬

社外取締役は、監督機能発揮の観点から、定額の月額報酬（基本報酬）のみとし、業績連動の報酬等は支給しません。個々の社外取締役の報酬は、常勤・非常勤の別や議長就任など、取締役としての職責に応じて決定します。執行役を兼務する取締役には、取締役としての報酬の支給は行いません。取締役会長（執行役を兼務しない者に限る。以下同じ）の報酬は執行役に準じます。

執行役の報酬は、当社の業績および株式価値との連動性を高める観点から、定額の月額報酬（基本報酬）ならびに業績連動の役員賞与および株式報酬とします。定額の月額報酬（基本報酬）は、各執行役の役位に応じて決定します。業績連動報酬は、短期と長期のインセンティブに分け、役員賞与を短期インセンティブ、株式報酬を長期インセンティブと位置付けます。役員賞与については短期インセンティブとして毎期の経営責任を明確にする観点から、事業年度終了後、毎期の業績と個人評価に連動（社長および副社長については業績にのみ連動。取締役会長について準用する場合も同様）して決定し、決定後3カ月以内に支給します。株式報酬については、株式給付信託の仕組みを用いて、長期インセンティブとして中長期的な企業価値向上と株主の利益との連動性を高める観点から、中期経営計画における経営目標の達成状況に連動して決定したポイントを付与し、毎年一定の時期にポイント数に応じた当社株式を交付します。当該株式には役員退任までの間、譲渡制限を付します。

執行役員の報酬は執行役に準じます。ただし、監査役員（監査委員会の職務補助を担当する執行役員）である執行役員は基本報酬のみとし、役員賞与および株式報酬は支給しません。

取締役、執行役および執行役員の個人別の報酬は、報酬委員会で決定します。また、報酬枠や報酬体系の変更等についても、報酬委員会で決定します。

(2025. 8. 7 2026. 4. 1 改正)

(6) 取締役会の運営

取締役会の議題および審議時間は、重要な業務執行の決定および業務執行の監督のために、必要かつ十分な議論が可能になるように設定します。

取締役会における議論の充実に資するため、取締役会出席者の事前準備に要する時間等を考慮して、原則として取締役会資料は事前に送付します。また、議案の内容に応じて事前説明も行います。

取締役会の開催予定、想定される議案についてはあらかじめ決定し、通知します。

社外取締役の独立した立場からの機能を発揮するため、取締役会、委員会の他に社外取締役による会合を定期的に行い、情報交換や認識共有を図ります。

(7) 取締役会の実効性に関する分析・評価

当社は、年1回、取締役会の実効性について自己評価を行い、その結果の概要を開示します。また、この評価をもとに取締役会の適切な見直しを行います。

(8) 取締役の支援体制ならびにトレーニングの方針

当社は、取締役がその役割や責務を実効的に果たすため、取締役会事務局（コーポレートガバナンス統括室）が関係各部署と連携して情報提供等を行います。

社外取締役と経営陣との連絡、調整については、取締役会事務局が対応します。

取締役に対し、就任時において、その役割や責務を実効的に果たすため、当社の業務・財務・組織等に関する情報や法令等に関する知識について、就任する取締役の経歴、経験等を勘案の上、提供の機会を設定します。また、必要に応じて、これらの情報または知識を継続的に更新する機会を提供します。

(2021. 10. 1 改正)

(9) 会計監査人

当社は、会計監査人が株主および投資家に対して負っている責務を認識し、次のとおり適正な監査の確保に向けて取り組めます。

- ① 監査委員会は会計監査人を適切に評価するための基準を策定します。また会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているかについて確認します。
- ② 会計監査人に対し、取締役、執行役、監査委員会その他監査に際し必要な部署等との面談機会の提供や十分な監査時間の確保など、高品質の監査を可能とする監査環境の提供に努めます。

当社は、会計監査人が不正、不備および問題点等を指摘した際には、指摘の内容を真摯に受け止め適切な対応を行います。

(28. 6. 24 2018. 12. 17 2019. 6. 25 2021. 4. 1 2023. 4. 1 改正)

以 上

社外取締役の独立性判断基準

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、次のいずれかに該当するものは、独立性を有しないとものと判断する。

1. 現在において、次の(1)から(5)のいずれかに該当する者

(1) 主要な株主

- 当社の主要な株主（議決権所有割合が 10%以上の株主）またはその者が法人等である場合は、その業務執行者

(2) 主要な取引先

- 当社を主要な取引先とする者（直近事業年度における当社との取引がその者の連結営業収益の 2%以上となる者）またはその者が法人等である場合は、その業務執行者
- 当社の主要な取引先（直近事業年度における当社連結営業収益の 2%以上を占める取引先）またはその者が法人等である場合は、その業務執行者

(3) 専門家等

- コンサルタント、会計専門家または法律専門家等で、当社から役員報酬以外に 1 事業年度あたり 1,000 万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者またはその者が法人等である場合は、その業務執行者

(4) 寄附

- 当社から 1 事業年度あたり 1,000 万円を超える寄附を受けた者またはその者が法人等である場合はその業務執行者

(5) 近親者

- 上記(1)から(4)に該当する者の近親者（配偶者または二親等以内の親族）

2. 過去3年間のいずれかの時点において、1. のいずれかに該当する者

以上